

原田処理場スカイランドHARADAシャワー維持管理充当金
に関する要綱

平成15年4月
要綱第3号

(目的)

第1条 この要綱は、原田処理場スカイランドHARADA（以下「スカイランドHARADA」という。）に来場する者の利便を図るため設けられた原田処理場スカイランドHARADA管理棟に設置しているシャワー（以下「シャワー」という。）の維持管理充当金（以下「充当金」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(充当金)

第2条 充当金の額は、1回の使用時間を5分間とし、100円とする。

2 前項の規定にかかわらず、豊中市長が特別の理由があると認める場合は、充当金を徴収しないことができる。

(充当先)

第3条 充当金は、スカイランドHARADAの維持及び管理に要する経費の一部に充当するものとする。

(その他)

第4条 この要綱に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度猪名川流域下水道事業連絡会議において決定する。

附 則

この要綱は、平成15年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。